

○茅ヶ崎市証紙条例施行規則

平成 7 年 3 月 27 日

規則第 11 号

改正 平成 9 年 3 月 25 日規則第 8 号

平成 12 年 1 月 22 日規則第 56 号

平成 19 年 2 月 28 日規則第 4 号

平成 19 年 1 月 18 日規則第 49 号

令和 3 年 3 月 25 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市証紙条例（平成 7 年茅ヶ崎市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項及び第 8 条の規定に基づき、証紙の形式及び証紙の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(証紙の形式)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定による証紙の形式は、第 1 号様式のとおりとする。

（平 12 規則 56 ・ 平 19 規則 49 ・ 一部改正）

(証紙の保管)

第 3 条 会計管理者は、証紙調製完了後、内容を照査したうえ証紙を保管するものとする。

（平 19 規則 4 ・ 一部改正）

(証紙のはり付け及び消印)

第 4 条 条例第 2 条に規定する手数料を納付しようとする者は、その納付額に相当する額の証紙をその手数料の納付に係る大型ごみ、特定大型ごみ又は特定粗大ごみにはり付けなければならない。

2 前項の規定による証紙の提出があったときは、当該手数料に係る事務を所管する課かい長は、証紙に消印（第 2 号様式）を押印しなければならない。

（平 12 規則 56 ・ 平 19 規則 49 ・ 一部改正）

(販売者の指定申請等)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定による販売者（以下「販売者」という。）の指定を受けようとする者は、証紙販売者指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 販売者は、前項に定める証紙販売者指定申請書の記載事項の内容に変更があったときは、速やかに証紙販売者指定申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

(販売者の標示)

第 6 条 販売者は、証紙を販売する場所に第 3 号様式による標札を掲げなければならない。

（平 12 規則 56 ・ 平 19 規則 49 ・ 一部改正）

(販売者の証紙の買受け)

第 7 条 販売者は、証紙を買い受けようとするときは、証紙買受書に代金を添えて市長に提出し、証紙の交付を受けるものとする。

(証紙販売手数料)

第 8 条 販売者に対しては、証紙販売手数料を支払うものとする。

2 前項の証紙販売手数料の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額とする。

(1) 販売者が買い受けた証紙の額面金額の合計額に 100 分の 8 を乗じて得た額

(2) 前号の額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する税率を乗じて得た額

(3) 前号の額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た額

(平9規則8・令3規則14・一部改正)

(販売者の指定の取消し)

第9条 市長は、販売者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該販売者の指定を取り消すものとする。

- (1) 販売者が死亡したとき。
- (2) 販売者から指定取消しの申出があったとき。
- (3) 販売者の指定を取り消すことが適当であると認めるとき。

(本市の証紙発売所)

第10条 条例第5条第2項の規定による証紙の発売は、次に掲げる場所において出納員が行う。

- (1) 条例第2条に規定する手数料に係る事務を所管する課かい

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定めた場所

(証紙の請求及び受付)

第11条 前条に規定する場所で証紙を発売する出納員（以下「発売人」という。）は、証紙の交付を受けようとするときは、証紙交付請求書を会計管理者に提出しなければならない。

(平19規則4・一部改正)

(証紙の返納及び処分)

第12条 発売人は、保管中の証紙のうち、損傷又は汚染のため使用できないと認めるものが生じたときは、証紙返納書により会計管理者に返納しなければならない。

2 会計管理者は、保管中に証紙で使用できないと認めるものがあるときは、廃棄処分にすることができる。

(平19規則4・一部改正)

(検査)

第13条 会計管理者は、必要があると認めるときは、発売人の保管する証紙及び関係書類を検査することができる。

(平19規則4・一部改正)

(証紙の返還等)

第14条 条例第7条第1項の規定により、証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、現金還付申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第56号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第4号）抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の任期中に限り、第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市事務分掌規則第1条、第2条及び第17条、第5条の規定による改正前の茅ヶ崎市公印規則別表第1及び別表第2、第6条の規定による改正前の茅ヶ崎市地震災害警戒本部条例施行規則第2条、第7条の規定による改正前の茅ヶ崎市災害対策本部条例施行規則第2条、第8条の規定による改正前の茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会規則第2条、第10条の規定による改正前の茅ヶ崎市職員の外国旅行に関する規則別表第1、第12条の規定による改正前の茅ヶ崎市土地開発基金条例施

行規則第3条、第13条の規定による改正前の茅ヶ崎市財務規則第2条、第3条、第6条、第11条、第21条、第31条から第34条まで、第36条、第37条、第49条、第51条から第54条まで、第57条から第60条まで、第62条、第64条、第69条、第70条、第72条から第75条まで、第78条、第80条から第99条まで、第102条、第103条、第107条から第112条まで、第112条の3、第113条、第121条から第129条まで、第131条、第133条から第135条まで、第137条から第139条まで、第141条、第142条、第148条、第149条、第152条、第157条及び第158条、第14条の規定による改正前の茅ヶ崎市歳入口座振替規則第1号様式及び第2号様式、第15条の規定による改正前の茅ヶ崎市証紙条例施行規則第3条及び第11条から第13条まで、第16条の規定による改正前の茅ヶ崎市物品会計規則第3条、第6条、第9条、第15条、第25条、第26条、第28条、第29条、第33条、第35条、第36条、第39条及び第40条並びに第20条の規定による改正前の茅ヶ崎市環境調整会議規則別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第5条の規定による改正前の茅ヶ崎市公印規則別表第1中「神奈川県茅ヶ崎市助役之印」とあるのは「神奈川県茅ヶ崎市副市長之印」と、「助役名」とあるのは「副市長名」と、同規則別表第2中「神奈川県茅ヶ崎市助役之印」とあるのは「神奈川県茅ヶ崎市副市長之印」と、第6条の規定による改正前の茅ヶ崎市地震災害警戒本部条例施行規則第2条、第7条の規定による改正前の茅ヶ崎市災害対策本部条例施行規則第2条、第8条の規定による改正前の茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会規則第2条及び第10条の規定による改正前の茅ヶ崎市職員の外国旅行に関する規則別表第1中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成19年規則第49号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（茅ヶ崎市証紙条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

8 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の茅ヶ崎市証紙条例施行規則の規定により調製されている証紙は、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

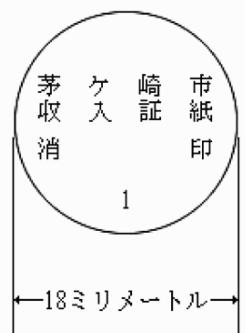


備考 1 寸法は、縦75ミリメートル、横105ミリメートルとする。

2 地色は、ピンク色とし、氏名欄は、白色とする。

3 市章、絵及び文字は、黒色とする。

第2号様式(第4条関係)



第3号様式(第6条関係)

茅ヶ崎市指定 茅ヶ崎市収入証紙販売所

備考 寸法は、縦10センチメートル、横28センチメートルとする。

第1号様式（第2条関係）

（平19規則49・令3規則14・全改）

第2号様式（第4条関係）

（平12規則56・旧第2号様式繰下、平19規則49・旧第3号様式繰上・一部改正）

第3号様式（第6条関係）

（平12規則56・旧第3号様式繰下、平19規則49・旧第4号様式繰上・一部改正）